

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

(別紙19)

旧	新
<p>Ⅱ-1 経営管理</p> <p>Ⅱ-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) 代表取締役 ①～③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) 取締役及び取締役会 ①・② (略)</p> <p>③ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。</p> <p>④～⑬ (略)</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p>(新設)</p>	<p>Ⅱ-1 経営管理</p> <p>Ⅱ-1-2 主な着眼点</p> <p>(1) 代表取締役 ①～③ (略)</p> <p>④ <u>代表取締役は、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断し排除していくことが、保険会社に対する公共の信頼を維持し、保険会社の業務の適切性及び健全性の確保のため不可欠であることを十分認識し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ。以下Ⅱ-1-2において「政府指針」という。)の内容を踏まえて取締役会で決定された基本方針を社内外に宣言しているか。</u></p> <p>(2) 取締役及び取締役会 ①・② (略)</p> <p>③ 取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実かつ率先垂範して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。また、<u>政府指針を踏まえた基本方針を決定し、それを実現するための体制を整備するとともに、定期的にその有効性を検証するなど、法令等遵守・リスク管理事項として、反社会的勢力による被害の防止を明確に位置付けているか。</u></p> <p>④～⑬ (略)</p> <p>Ⅱ-3 業務の適切性</p> <p><u>Ⅱ-3-8 反社会的勢力による被害の防止</u></p> <p><u>Ⅱ-3-8-1 意義</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、公共性を有し、経済的に重要な機能を営む保険会社においては、保険会社自身や役職員のみならず、顧客等の様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力を金融取引から排除していくことが求められる。</u></p> <p><u>もとより保険会社として公共の信頼を維持し、業務の適切性及び健全性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、保険会社においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。</u></p> <p><u>特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースにおいては経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。</u></p> <p><u>なお、従業員の安全が脅かされる等不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組みを遅らせることは、かえって保険会社や役職員自身等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>(参考)「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」(平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ)</u></p> <p><u>①反社会的勢力による被害を防止するための基本原則</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>○組織としての対応</u></li> <li><u>○外部専門機関との連携</u></li> <li><u>○取引を含めた一切の関係遮断</u></li> <li><u>○有事における民事と刑事の法的対応</u></li> <li><u>○裏取引や資金提供の禁止</u></li> </ul>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>②反社会的勢力のとらえ方  <u>暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である（平成16年10月25日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」参照）。</u></p> <p>Ⅱ-3-8-2 主な着眼点</p> <p><u>反社会的勢力との関係を遮断するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。</u></p> <p>(1) <u>反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消できるよう、以下の点に留意した取組みを行うこととしているか。</u></p> <p>① <u>反社会的勢力との取引を未然に防止するための適切な事前審査の実施や必要に応じて契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止すること。</u></p> <p>② <u>定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行うこと。</u></p> <p>③ <u>いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には資金提供や不適切・異例な取引を行わないこと。</u></p> <p>(2) <u>反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p>特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、以下の点に十分留意しているか。</p> <p>① 反社会的勢力による不当要求がなされた場合等に、当該情報を反社会的勢力対応部署へ報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。</p> <p>② 反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を一元的に管理・蓄積する方法（注）により、当該情報を取引先の審査や当該保険会社における株主の属性判断等を行う際に、活用する体制となっているか。</p> <p>③ 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と平素から緊密な連携体制の構築が行われるなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みの実効性を確保する体制となっているか。特に、日常時より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。</p> <p>（注）例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保険金詐取の実績のある者</li> <li>・ 不当要求の実績のある者</li> <li>・ 業務を通じて判明した反社会的勢力に係る者</li> </ul> <p>等に関するデータを継続的に管理・蓄積する方法等が考えられる。</p> <p>(3) 反社会的勢力から不当要求がなされた場合には、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、その際の対応は、以下の点に留意したものとなっているか。</p> <p>① 反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して速やかに取締役等の経営陣に報告され、経営陣の</p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
	<p><u>適切な指示・関与のもと対応を行うこと。</u></p> <p>② <u>積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこと。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこと。</u></p> <p>③ <u>あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこと。</u></p> <p>(4) <u>反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。</u></p> <p><u>Ⅱ-3-8-3 監督手法・対応</u></p> <p><u>検査結果、不祥事件届出書等により、反社会的勢力との関係を遮断するための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 128 条に基づき報告を求め、当該報告を検証した結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第 132 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢力との不適切な取引関係を認識しているにもかかわらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 132 条に基づく業務改善に要する一定期間に限った業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</u></p> <p><u>また、反社会的勢力であることを認識しながら組織的に資金提供や不適切な取引関係を反復・継続するなど、重大性・悪質性が認められる法令違反又は公益を害する行為などに対しては、法第 133 条に基づく厳正な処分について検討するものとする。</u></p> <p><u>(注) なお、反社会的勢力への対応に関しては、Ⅱ-1-2 (1) ④ (代表取締役)、Ⅱ-1-2 (2) ③ (取締役及び取締役会)、Ⅱ-3-3-2 (10) ①</u></p>

保険会社向けの総合的な監督指針(抄)

旧	新
<p>Ⅱ-3-8 適切な表示の確保 (略)</p> <p>Ⅱ-3-9 事務リスク管理態勢 (略)</p> <p>Ⅱ-3-10 システムリスク管理態勢 (略)</p> <p>Ⅱ-3-11 危機管理態勢 (略)</p>	<p><u>(生命保険契約の締結及び保険募集)、Ⅱ-3-3-6 (14) ②イ (損害保険契約の締結及び保険募集)、Ⅱ-3-5-2 (2) ⑤オ (保険金等支払管理態勢) の事項にも留意する必要がある。</u></p> <p>Ⅱ-3-9 適切な表示の確保 (略)</p> <p>Ⅱ-3-10 事務リスク管理態勢 (略)</p> <p>Ⅱ-3-11 システムリスク管理態勢 (略)</p> <p>Ⅱ-3-12 危機管理態勢 (略)</p>